ウイ	730,000	710,000	680,800	661,300	632,100	583,400	534,700	
486,000	447,000	427,600	408,100	388,600 」を「マラウイ		710,000		
690,000	659,500	641,200	613,800	568,000	522,200	476,500	439,900	421,600
403,300	385,000 」と、「南スーダン				1,320,000	1,280,000	1,210,800	1,171,500
1,112,700	1,014,600	916,500	818,500	740,000	700,800	661,500	622,300 」を「南ス	
ーダン		1,180,000	1,150,000	1,084,000	1,049,800	998,600	913,200	827,800
742,400	674,100	639,900	605,800	571,600 」と、「リビア				1,190,000
1,150,000	1,082,500	1,045,200	989,300	896,000	802,800	709,500	634,900	597,600
560,300	523,000 」を「リビア				1,060,000	1,020,000	965,500	933,700
886,000	806,400	726,900	647,300	583,700	551,800	520,000	488,200 」に改める。	
別表第一のうち二　総領事館の表中東の項中「イスタンブール							460,000	452,100
426,100	382,900	339,700	296,500	261,900	244,600	227,300	210,000 」を「イス	
タンブール		430,000	417,900	394,300	354,900	315,500	276,200	244,700
228,900	213,200	197,500 」に改める。						
別表第一のうち三　政府代表部の表アフリカの項中「（アフリカ連合）								750,000
730,000	695,400	675,200	644,800	594,300	543,800	493,200	452,800	432,600
412,400	392,200 」を「（アフリカ連合）				720,000	700,000	671,600	652,600
624,100	576,700	529,300	481,900	443,900	424,900	406,000	387,000 」に改める。	

附　則

この政令は、令和三年八月一日から施行する。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○厚生労働省令第百三十一号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（再集計等における平均定期給与額）	（再集計等における平均定期給与額）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　令和三年八月一日から令和四年七月三十一日までの間における就職促進手当の算定に係る自動変更対象額等の変更にあつては、第一条の四第五項の平均定期給与額は、厚生労働省において再集計した額と同様の統計的手法により再集計した額に係る毎月勤労統計の値を基に作成した毎月勤労統計における労働者一人当たりの給与の額をいう。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省環境省令第四号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

農林水産大臣　野上浩太郎
環境大臣　小泉進次郎

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。